

EM-3144

お客様各位

2021年11月26日  
株式会社ファースト  
営業本部

**外国為替令及び輸出貿易管理令に対する政省令等改正への弊社対応について**

経産省より2021年10月15日に公布された「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令」が、2021年12月15日から施行されます。

改正施行日以降に輸出予定の場合は最新の政令にて判定した資料を提出させていただきます。ただし購入品につきましては各メーカーの対応状況に従うこととなります。なお、改正日前後は資料の提出に通常よりもお時間を頂く場合がございますので予めご了承下さい。

法令に関する情報は、経済産業省のホームページにてご確認下さい。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

弊社お問い合わせ先

株式会社ファースト 営業本部

E-Mail : [sales@fast-corp.co.jp](mailto:sales@fast-corp.co.jp)

TEL : 046-272-8682